

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 4774500013)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生時における対応方法	4
7. 緊急時等における対応方法.....	4
8. 守秘義務等.....	5
9. 苦情の受付について.....	5
10. 損害賠償.....	5
11. 虐待防止のための措置	6
12. サービスの利用に関する留意事項	6

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 伊平屋村社会福祉協議会
(2)法人所在地 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋300番地
(3)電話番号 0980-46-2477
(4)代表者氏名 会長 名嘉 正明
(5)設立年月 平成4年3月21日

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2)事業の目的 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。
(3)事業所の名称 伊平屋村指定居宅介護支援事業所・平成14年1月24日指定
(4)事業所の所在地 伊平屋村字我喜屋300番地
(5)電話番号 0980-46-2339 ・ 090-2164-1734
(6)事業管理者 氏名 仲川 由佳
(7)当事業所の運営方針

利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な居宅介護支援を行う。

- (8)開設年月 平成14年2月1日

- (9)事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔訪問介護〕	平成12年3月28日指定	事業所番号	4799910083
〔通所介護〕	平成12年3月30日指定	事業所番号	4799910083
〔介護予防訪問介護〕	平成18年3月29日指定	事業所番号	4799910083
〔介護予防通所介護〕	平成18年3月29日指定	事業所番号	4799910083

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 伊平屋村

- (2)営業日及び営業時間

営業日	国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに、12月29日から1月3日及び6月23日(慰霊の日)を除く月曜日から金曜日とする。
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分。但し、電話等により24時間、常時連絡が可能な体制とする
サービス提供時間帯	月～金 午前8時30分～午後5時15分

4. 職員体制

当事業所では、御契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定 基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者) (常勤で介護支援専門員と兼務)	1名			1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理
2. 介護支援専門員	1名以上			1名	居宅サービス計画の作成に関する業務
3. 事務員	1名				書類整理等必要な事務を行う

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

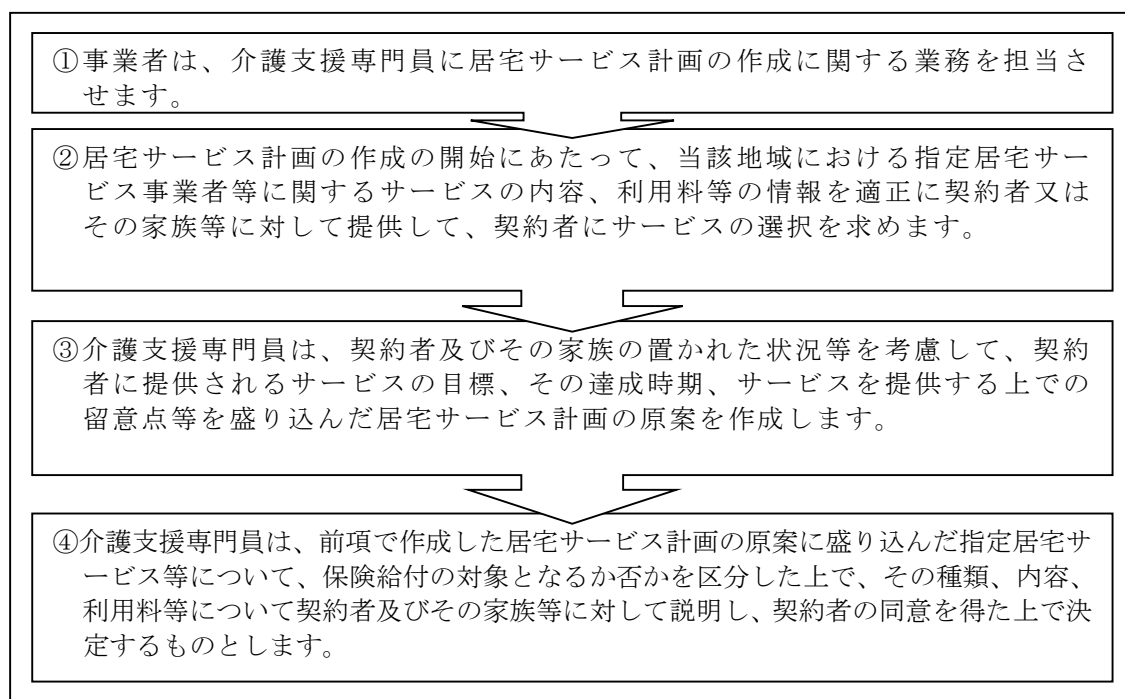
(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡

調整を行います。

- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることができます。
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、役場担当窓口に提出することで全額払い戻しを受けられます。

要介護1～2	要介護3～5
1249 単位	1623 単位
12,490 円	16,230 円
初回加算	300単位

令和8年6月より処遇改善加算算定 所定単位数の2.1%

6. 事故発生時における対応方法

- (1) 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供により事故等が発生した場合には、速やかに沖縄県介護保険広域連合、市町村、当該利用者の家族等に連絡し必要な場合は、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 介護支援専門員は、前項の処置を講じた場合、当該利用者に対して介護サービスを提供している事業者等へ速やかに報告するものとする。

7. 緊急時等における対応方法

- (1) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- (2) 居宅介護支援の開始に際し、利用者に入院する必要がある場合には、医療機関との連携に迅

速に対応できるよう担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をあらかじめ利用者又は家族へお知らせし、医療機関への情報提供の協力をお願いします。

8. 守秘義務等

- (1) 事業者、介護支援専門員又は従業員は居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 介護支援専門員 仲川 由佳

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、祝日、12月29日から1月3日及び6月23日を除く）午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊平屋村役場 福祉保健課	所在地 伊平屋村字我喜屋251番地 電話番号 0980-46-2142 受付時間 午前8時30分～午後5時
沖縄県介護保険広域連合	所在地 読谷村字比謝疔55番地 電話番号 098-911-7502 受付時間 午前8時30分～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3-4-18 電話番号 098-860-9022 受付時間 午前8時30分～午後5時
沖縄県社会福祉協議会	所在地 那覇市首里石嶺町4-373-1 電話番号 098-882-5704 受付時間 午前8時30分～午後5時

10. 損害賠償

- (1) 当事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、事故の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (2) 当事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

11.虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

12. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。